

公 告

制限付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和3年7月2日

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

1 工事概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | 環境クリーンセンター定期修繕 |
| (2) 工 事 場 所 | 鳥取市 伏野 地内 |
| (3) 工 事 概 要 | ① 資源系コンベヤ I N V化改良 ② カレットシュート各種更新 ③ 鉄圧縮機修繕 ④ アルミ圧縮機修繕 ⑤ 小型ごみ一次破碎機修繕 ⑥ 大型ごみ一次破碎機 油圧ポンプ更新 ⑦ 二次破碎機修繕 ⑧ 大型ごみNo.2 供給コンベヤ修繕 ⑨ 電機部品更新 ⑩ PET 圧縮梱包機・結束機修繕 ※ 本工事に係る設計図書は、ホームページに掲載している。 |
| (4) 工 期 | 契約締結の日から令和4年3月11日（金）まで |
| (5) 予 定 価 格 | 金87,221,000円 (消費税及び地方消費税の額は含まない。) |
| (6) 最低制限価格 | 設定あり |
| (7) 入札保証金 | 免除 |

2 入札参加資格条件

入札参加資格確認申請等（以下「申請書等」という。）を提出できる者は、次に掲げる全

てを満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。）第3条に基づき、建設業を営むことができる許可（清掃施設工事）を受けている者であること。
- (3) 入札参加申請書の提出時において、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町又は八頭町の建設工事に係る競争入札参加資格の清掃施設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 公告の日から入札日までのいずれの日においても鳥取県東部広域行政管理組合入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止又は鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町若しくは八頭町において指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者であること。
- (6) 処理能力50t／日以上の不燃物処理施設（再資源化を含む中間処理施設。）の建設工事又は不燃物処理施設の修繕工事（1件当たりの請負金額が1,000万円以上の修繕工事）を過去10年間に施工したことがあること。
- (7) 配置する技術者は、清掃施設工事業に係る主任技術者となることができる資格を有すること。ただし、下請代金の総額が4千万円以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有する者を監理技術者として配置すること。
- (8) 第7号に規定する技術者は、入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
- (9) 他の入札参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。
 - ア 資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社または民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
 - (ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合。
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - イ 人的関係 次のいずれかに該当する関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の

一方が更生会社等である場合を除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係。

3 入札参加資格の確認

本入札に参加する者に必要な資格の確認に係る書類の作成等については、入札説明書による。

4 入札説明書等の入手方法

(1) 入札説明書及び申請書等の様式は、鳥取県東部広域行政管理組合ホームページに掲載されているものをダウンロードすること

※鳥取県東部広域行政管理組合ホームページ (<http://www.east.tottori.tottori.jp/>)

(2) 入札説明書の掲載期間は、この公告の日から令和2年7月10日（金）までとする。

5 申請書等の提出方法等

本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、次のとおり申請書等を提出するものとする。

(1) 提出期間

令和3年7月9日（金）から令和3年7月13日（火）まで

(2) 提出先

〒680-0052

鳥取市鍛冶町18番地2

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 福祉環境課

電話 0857-26-0532 / FAX 0857-29-2759

(3) 提出方法

書留（簡易書留含む）又はレターパックに限るものとし、持参等その他の方法による提出は認めないものとする。

(4) 資格の確認

提出された申請書等により入札参加資格要件を確認するものとし、その結果は、令和

3年7月16日（金）までに決定し通知する。なお、入札参加資格の有無について、入札参加希望者にFAXにより事前に連絡する。

6 入札方法等

(1) 入札の方法

郵便入札によるものとし、持参等その他の方法によるものは認めない。

(2) 郵送用外封筒の宛先

〒680-8799

日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局福祉環境課 行とすること。

(3) 提出期間

令和3年7月21日（水）～令和3年7月27日（火）まで

7 開札の日時等

(1) 日 時

令和3年7月28日（水） 午前11時30分

(2) 場 所

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 分庁舎2階会議室

(3) 立 会

希望する入札参加者又は当該入札事務に関係のない本組合職員立会とする。

(4) 抽 選

落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじの方法は「くじ抽選の方法について」のとおりとする。

8 その他

(1) 書類の作成及び契約の手続きにおいて使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によるものとする。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 申請書の作成及び提出に要する費用等はすべて参加希望者の負担とする。

- (4) 提出された書類等は、提出したものに無断で本件事務以外の用途に使用しない。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。